

## 1. 金融行政方針（総合政策局関係）

- 本年度の金融行政方針に関し、モニタリングの関係についてお話したい。目下、経済情勢に関する見通しが不透明であり、経営環境や産業構造の大きな変化も想定される状況にある。そうした中、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握することは、特に重要になっていると考えている。
- そうしたことを踏まえ、金融庁のデータ戦略として、企業の個社データと徴求データとを組み合わせた分析を行うなど、分析高度化を図っていくこととともに、金融庁としてデータの収集、管理、活用の枠組み・ルール（データガバナンス）を整備することや、人材育成・分析手法の多様化に努めることを盛り込んでいる。
- また、モニタリングの手法についても、従来のモニタリング手法にとらわれることなく、リモート手法を積極的に取り入れることなど、実効的かつ効率的な新たなスタイルへの転換を進めていくことなどを盛り込んでいる。
- こうしたモニタリングの高度化やスタイルの転換を進めるに際しては、金融機関の皆様からの理解・協力が不可欠であり、金融庁としては丁寧に対話しつつ、着実に進めてまいりたいと考えているが、よろしくようお願い申し上げます。

## 2. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みについて

- サイバーセキュリティリスクは重大な経営リスクの一つであり、昨今の「ドコモ口座」を通じた不正出金事案等も踏まえ、経営陣においては、サイバーセキュリティ対策の強化に向けて、取組計画の策定や進捗管理に主体的に関与する等、リーダーシップを発揮して取り組んでいるものと承知。
- こうした中、サイバーセキュリティの現状については、ランサムウェアを用いたサイバー攻撃が活発化しており、例えば、暗号化したファイルを復号するための身代金に加えて、盗んだファイルを削除するため別の身代金を

要求する二重脅迫型や、バックアップも含めたデータ全てを削除する破壊型等による被害が国内外で認められており、サイバー攻撃の脅威は一層高まっているところ。

- こうしたサイバー攻撃に対して、グループ全体において、業務の継続性を確保し、情報資産を守るためには、国内の金融機関のみならず、グループ企業や海外拠点も含めた一元的なサイバーセキュリティ管理態勢を高度化することや、また、万が一、サイバー攻撃を全て防御できなかった場合でも被害を最小限に抑え、速やかに業務を復旧させるサイバーレジリエンスを強化することが重要である。
- こうした観点から、今事務年度は、従来より対話を行ってきた、グループ・グローバルでのリスク管理態勢、インシデント対応をさらに掘り下げて業務の復旧・継続の実効性についても意見交換していきたいと考えている。

### 3. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の再なる延期について

- 今般、FATF が、本年 10 月に予定されていた対日審査の結果に関する議論を、2021 年 2 月の全体会合で行う旨公表した。
- また、FATF 相互審査については継続して行われているところ、各金融機関におかれては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に引き続き取り組んでいただきたい。
- いずれにせよ、金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかりと対応してまいりたい。

### 4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る顧客対応について

- 現在、多くの金融機関におかれては、継続的顧客管理の開始に当たり、顧客情報の更新を行っていただいているところと承知している。しかしなが

ら、一部においてその趣旨、必要性が十分に伝わっていないことなどから、金融庁にも金融機関の対応を問題視する声が届いているところである。金融庁としても、国民に対する啓発を続けていきたいと考えているが、金融機関の皆様にも、顧客への依頼に当たっては、丁寧な対応を行い、「なぜ顧客情報の更新が必要か」という点についてしっかりとした説明を行うよう取り組んでいただきたく、金融庁よりその旨要請文を発出する予定である。

- 各金融機関におかれては、要請文の内容を踏まえた対応をお願いしたい。

#### 5. 今事務年度の大手銀行グループに対するモニタリング

- 今事務年度は、何より新型コロナウイルス感染症への対応に取り組む方針であり、金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、万全を期したい。
- そのためには、金融仲介機能発揮の基盤である財務の健全性を確保することが重要である。今後の経済情勢について不確実性が高まっていることを踏まえ、個別金融機関との対話、データ分析、センシティブティ分析、共同ストレステスト等の様々な手法を効果的に活用し、財務状況や金融システム全体の安定性を把握していく。
- 特に、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの企業の業況が悪化していることを踏まえ、こうした企業に対する資本性資金の提供を含む支援方針のほか、特に業況が悪化している業種・大口与信先の業況悪化が個別金融機関の財務状況や金融システム全体の安定性に与える影響について、深度ある対話やデータ分析を通じて的確に把握してまいりたい。
- この他、クレジット投資やCLO・レバレッジドローン等の海外での投融資、株式・債券の運用、米ドルなど外貨資金調達についての方針やリスク管理に関しても、同様の手法で的確な把握に努める。
- これらの実態把握に基づき、金融仲介機能を十分に発揮する前提となる財務基盤が十分に確保できるよう、配当や自社株買いの方針も含めて、深度ある対話を行ってまいりたい。

## 6. 日英 EPA の金融サービス分野の合意内容について

- 我が国通商交渉において、9月11日に日英 EPA の大筋合意に至った。
- 日英 EPA は、発効済みの日 EU・EPA をベースに交渉を行った。主な相違点としては、まず、従来含まれていなかったデータ・ローライゼーション関連の項目として、金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の域内設置要求を禁止する規定を新規に追加した。これは、従前からグローバルに事業展開する日系金融機関からの要望に応えるものである。
- 次に、英国も EU と同様、(日本を含む) 第三国規制に対する同等性評価・決定の枠組みを維持するとしているところ、本 EPA の金融規制協力附属書において、当該枠組みがより柔軟に運用されるよう修正した。
- 金融庁としては、これらの見直しにより、金融サービス分野における相互進出が一層促進され、両国民がより質の高い金融サービスを利用できることを期待している。

## 7. 台風 10 号について

- 先日の台風 10 号により、九州地域を中心に被害が生じていることも踏まえ、地域の実情に応じた支援対応をお願いしたい。

## 8. 新たな電子申請・届出システムの開発

- 先般、規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、恒久的な制度的対応についても進めていくこととする旨が記載されており、また、同答申により示された規制改革事項について着実な実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。
- 金融庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む恒久的な制度的対応の準備が整うまでの緊急的な対応措置として、金融機関

等による当局への申請・届出等について、原則 e メールでの受付も可能とすることや、押印の無い申請・届出等についても有効とすること等を定めた通知文を7月17日に発出したところ。

- 更に、こうした緊急的な対応措置に加え、恒久的な制度的対応として、当局が金融機関等から受け付ける全ての申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中に新たな電子申請・届出システムの開発を行うとともに、令和3年度中に運用を開始する予定である。
- この新たな電子申請・届出システムについては、原則、電子証明書を必要としない ID・パスワード方式を用いる独自のシステムを開発する予定であり、各金融機関がいかなる申請・届出等においても、簡便に利用できるものとし、各金融機関の利便性等を重視したものとする予定である。また、現行の e-Gov ベースのシステムによる申請・届出や、暫定的に金融庁業務支援統合システムで受け付けていた不祥事件等届出書の届出も、新システムの運用開始後、当分の間は並行して利用できるようにする予定である。今後、新システムの開発が進んでいく過程で各金融機関におかれては、ID・パスワード発行の手続き等、ご協力をいただくことになるので、予めご承知いただきたい。

## 9. 金融サービス仲介業について

- 本年6月に成立した「金融サービスの提供に関する法律」の施行に向けて、今後、政令・内閣府令や監督指針の策定、効率的な登録審査体制の確立等に取り組んでいく。
- また、金融庁としては、新協会が設立され実効的な自主規制が策定されることが重要であると考えている。自主規制団体については、FinTech 協会等が新協会の設立に向けた活動を行う旨をウェブサイト上で表明済みであり、金融庁としても、こうした動きを注視していく。
- 貴協会の会員各行にとっては、新たに創設される金融サービス仲介業は、新たな顧客接点となり得るものであることから、こうした新制度も活用しつつ、個々の利用者のニーズにより即した金融サービスの提供に繋げて頂

きたい。

## 10. スマホ決済等のサービスを利用した不正出金防止に向けた対応について

- 近時、NTT ドコモの電子マネー決済サービスである「ドコモ口座」を通じ、複数の銀行において、預金者の意図しない不正な引出しが多発するという事案が発生している。全国銀行協会においても昨日、『資金移動業者の決済サービス等での不正出金に関する注意方依頼』を发出しているものと承知しているところ、改めて注意喚起をさせていただく。
- 本件事案の概要は既にご案内かと思うが、資金移動業者である NTT ドコモの提供するサービスである「ドコモ口座」に関し、何らかの方法により他人名義の口座番号及びキャッシュカードの暗証番号を入手した犯人が、当該他人名義の預金口座と「ドコモ口座」とを連携させ、不正に預金を出金したという事案である。
- NTT ドコモによれば、ドコモ口座と連携する 35 行のうち 11 行においてドコモ口座へ不正な出金が発生し、被害件数は 143 件、被害総額は約 2,676 万円に上っているとのことである。（9月14日現在）
- フィンテックを活用した新たな金融サービスが利用される中、こうした顧客被害が発生した場合には、利用者保護の観点を踏まえ、① 利用者の保護・被害の回復、② 被害の拡大防止、③ 真因分析及び再発防止の策定が重要であると考えており、金融庁としてはこうした点を注視していく方針。
- 本件に関しては、①顧客への補償については各行とも、NTT ドコモと連携し、全額補償すると承知しており、被害の発生した銀行においては、迅速かつ真摯な顧客対応に努めていただきたいと考えている。
- また、②被害の拡大防止の観点からは、既にドコモ口座との新規連携の停止やチャージ停止といった措置を執られているものと承知。
- 今後、各行は、③真因分析及び再発防止策を行っていくことになると考えているが、不正出金被害が発生した銀行に共通する特徴は、「ドコモ口座」と銀行口座を連携する際、氏名、口座番号、キャッシュカードの暗証番号、

生年月日といった情報のみで連携可能であり、ワンタイムパスワード等の多要素認証を導入していなかった点であると認識している。

- また、本件は、被害が発生している銀行以外の銀行も含め、改めてセキュリティ対策の強化とリスク特性に応じたサード・パーティー・リスク・マネジメントの重要性を示唆していると考えている。すなわち、新たな形態の金融サービスが出現する中で、金融機関のセキュリティの確保はますます重要となってきたことから、各行において決済サービス等と連携する預金口座がある場合は、多要素認証を導入するなど、セキュリティ対策を強化し、顧客が安心して利用できるサービスの提供に取り組んでいただくよう、願います。また、フィンテック企業との連携を通じて多様な金融サービスを提供していく上で、金融サービス全体のセキュリティ対策が強化されるよう、主要行等が積極的な役割を果たしていただくことを期待している。
- これに関連して、スマホでの QR コード決済サービスである「Bank Pay」において、ドコモ口座と同様に、不正な手段で「Bank Pay」の ID と銀行口座の紐づけが行われる可能性があることから、新規口座登録受付の一時停止等の対応を実施して頂いたと承知している。こちらについても、金融機関におけるセキュリティ対策の強化を図り、顧客の保護に万全を期して頂きたい。

## 11. 包括担保法制等を含む融資・再生実務の検討について

- 行政方針にも記載があるが、担保法制の見直しの議論について、簡単にご説明したい。今般のコロナ禍では、事業性評価や伴走型支援といった金融機関の平時からの取組みが、危機に際しての事業者の事業の継続等に当たって重要であることが、改めて認識されたものと考えている。
- こうした、借り手の価値ある事業の継続を支えられるような金融実務の発展を促す観点からは、現在の担保法制が障害となっている可能性があると考えている。例えば、
  - ・ 担保権は借り手の個別資産に設定されるものとされていることから、有形資産に乏しい事業者は、事業に将来性があっても、経営者保証の負担を

負わざるを得ない場合があること

- ・ また、債権者にとっても、担保権が実行されれば事業が解体されてしまうことから、信用リスクが顕在化する局面等において、事業の継続価値よりも個別資産の清算価値に関心が向きがちになる、

といった課題があると考えている。

- こうした課題を踏まえて、金融庁として、今後、実務家・有識者との研究会を立ち上げ、海外の実務も踏まえつつ、事業を包括的に把握し支える担保権等の実務上の可能性を模索していく。既に法務省において、担保法制の見直しに向けた議論が始まっており、こうした動きも見据えながら、金融庁としても、時機を得て議論に貢献していく。金融機関の皆様からも、実務の発展に向け、是非とも忌憚のないご意見・ご提案をいただきたい。

(以 上)